

2013 年以降に向けた EU 域内排出量取引制度 (EU-ETS) の改定案

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> CO₂ は、ほとんどの業種で熱入力 が 20MW を超える設備に統一。 石油化学・アンモニア・アルミ起源 CO₂、硝酸等起源 N₂O、アルミ起源 PFC、CCS 等を追加。 裾切り基準を引き上げ、対象設備を一部縮小されうる。 	
割当	割当総量	<ul style="list-style-type: none"> 割当総量は欧州全域レベルで設定し、2008-2012 年平均から毎年 1.74% 直線的に減少させる (減少率は、2025 年までに見直す)。
	割当の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発電、CCS 施設については、全量オークションによる有償割当。 他の業種については、2013 年において無償割当のウエイトを 80% とし、2020 年にはゼロにする。ただし、国際競争にさらされ工場移転のおそれのある業種については無償割当を認める。 2011 年 6 月までに欧州委員会は今後の国際交渉や業界との協定の内容も勘案しながら、エネルギー多消費産業の実態把握および炭素リーケージのリスクについて分析する。その結果、無償割当のウエイトの修正や、輸入者に対する措置を講ずる可能性がある。 割当総量の 5% は新規参入者向けに留保。
	競売の方法	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国が実施する。 各国における競売の量は、競売する全体量の 90% は過去の排出実績をベースに、残り 10% は経済成長などを勘案して別途配分する。 第 3 フェイズ(案)では、収益の少なくとも 20% を下記目的に使用。 <ul style="list-style-type: none"> (a) グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金(GEEREF) への出資を含む GHG 排出削減、適応、戦略的エネルギー技術計画への参加を含む緩和と適応のための研究開発へ資金提供 (b) 2020 年までに再生可能エネルギーを 20% 活用、エネルギー効率を 20% 改善するという欧州の目標達成に向けて、再生可能エネルギーを開発 (c) 石炭火力発電所における CCS (d) 後発発展途上国における森林伐採防止 (e) 途上国の適応促進 (f) エネルギー効率や断熱材の改善等により低中所得者家庭の社会問題に対処 (g) EUETS の管理費用 競売の具体的なルールは 2010 年 12 月 31 日までに欧州委員会にて採択する。
無償割当の方法	<ul style="list-style-type: none"> EU 域内共通の方法を 2011 年 6 月 30 日までに欧州委員会にて採択。 	

CER及びERUの利用	<ul style="list-style-type: none"> 2008～2012年に与えられたCER等であって使われなかったもの、2012年までに成立したプロジェクトで2013年以降発行されるCER等は、使われなかった2008～2012年のCER等の利用上限の範囲で、2014年12月31日までEU排出枠との引き換えを認める。 2013年以降成立するプロジェクトについては、低開発国におけるものに限り、使われなかった2008～2012年のCER等の利用上限の範囲で、EU排出枠との引き換えを認める。 国際合意の発効が遅れる場合には、第三国との協定に基づきCER等利用を認める場合がある。
域内プロジェクトの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> EU域内においてEUETSでカバーされていない排出削減プロジェクトについて排出枠発行を認める可能性がある。
リンケージ	<ul style="list-style-type: none"> 第三国もしくは地方のキャップ・アンド・トレード制度とのリンクを認める協定締結や、相互に整合を図る可能性について言及。
モニタリング、報告、検証	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング、報告の精度を高めるべく、規則を欧州委員会にて採択。 検証及び検証機関の認定に関する規則を欧州委員会にて採択。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 排出超過に係る罰金は、EU域内の消費者物価指数により毎年スライドさせる。
登録簿	<ul style="list-style-type: none"> 2013年以降発行される排出枠は、欧州連合の登録簿にて一元管理。
ポスト京都の国際合意に基づく制度改定	<ul style="list-style-type: none"> 国際合意締結の翌年から、割当総量の減少率を国際合意に整合するよう見直す。 国際合意の内容に整合させるよう、無償割当のルールを見直す。 国際合意に整合する形で引き上げられた削減義務の半分までについて、CER、ERU及び国際合意に参加する第三国のクレジットの利用を認める。

* 上述したポスト京都の国際合意に基づく制度見直しは、当該国際合意がEUの想定するレベル以上の排出削減義務について合意されたものであることが前提。